

住居確保給付金（家賃補助）の再支給の申請について

千代田区生活支援課生活支援係 電話 03-5211-4126

離職・廃業または休業等による収入の減少により経済的に困窮し、住居を失った方や失うおそれがある方を対象に、求職活動などを行うことを前提に、住居確保給付金（家賃相当額）を支給します。

（原則貸主の口座への振込です。）

対象となる方

【住居確保給付金】の受給が終了後1年を経過して次のすべてに該当する方

1. 離職等（離職・廃業）された方※（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）または収入が減少された方（就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらない理由で減少。）で経済的に困窮し、住居を失った方・失うおそれのある方
2. 申請者と生計を一とする同居親族が、国の雇用施策による給付や東京都・千代田区が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
※職業訓練受講給付金を除く。
3. 申請者と生計を一とする同居親族が、暴力団員でないこと
4. 申請者と生計を一とする同居親族の預貯金の合計額が次の金額以下であること
 - ① 【単身世帯】504,000円
 - ② 【2人世帯】780,000円
 - ③ 【3人以上世帯】1,000,000円
5. 申請日の属する月の申請者と生計を一とする同居親族の収入合計額が次の金額以下であること
【単身世帯】 上限 153,800円 (84,000円に家賃月額（上限 69,800円）を加えた金額以下)
【2人世帯】 上限 205,000円 (130,000円に家賃月額（上限 75,000円）を加えた金額以下)
【3人世帯】 上限 253,000円 (172,000円に家賃月額（上限 81,000円）を加えた金額以下)
【4人世帯】 上限 300,000円 (214,000円に家賃月額（上限 86,000円）を加えた金額以下)
5人世帯以上はお問い合わせください。
6. 公共職業安定所等へ求職申込を行い誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行うか、経営相談先へ経営相談の申し込みを行うこと
※ 離職等された方が申請をする場合は、1～6に加え下記すべてに該当する方
7. 縱職等の日から2年以内の方

※当該期間に疾病・負傷・育児等により 30 日以上求職活動を行えなかった場合はその日数を加算できる。（ただし、加算日数が 4 年を超える場合は 4 年まで）

8. 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと

支給額

次の計算式により算出した額を支給します。

【単身世帯】 = 基準額（84,000 円）+ 実際の家賃額 - 申請月の世帯収入額

※上限額 69,800 円

【2人世帯】 = 基準額（130,000 円）+ 実際の家賃額 - 申請月の世帯収入額

※上限額 75,000 円

【3人世帯】 = 基準額（172,000 円）+ 実際の家賃額 - 申請月の世帯収入額

※上限額 81,000 円

【4人世帯】 = 基準額（214,000 円）+ 実際の家賃額 - 申請月の世帯収入額

※上限額 86,000 円

支給期間

原則 3 か月間、一定の要件により最長 9 か月間

給付金支給中に行っていただく活動

○公共職業安定所で常用就職に向けた活動を行う方

1. 月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けていただきます
2. 月 2 回以上、公共職業安定所等で職業相談を受けていただきます
3. 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

○自立に向けた活動を行う方

1. 月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けていただきます
2. 原則月 1 回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けていただきます
3. 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月 1 回以上、当該計画に基づく取り組みを行っていただきます

申請に必要なもの

※来所される方は印鑑をご持参ください

1. 申請書

「住居確保給付金支給申請書」、「住居確保給付金申請時確認書」

2. 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険の資格確認書、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

3. 申請者の離職等関係書類

下記のいずれかを証する書類

(1) 離職等された方は、2年以内(やむを得ない事情の場合は最長4年)に離職又は廃業した
ことが確認できる書類の写し

- ・ 自営業 個人事業者の廃業届
- ・ 被雇用者 雇用保険受給資格者証、離職票、離職直前の雇用主の発行する離職証明書（社名、代表者名、連絡先、雇用形態、職種、採用年月日及び離職年月日明記、社判捺印のこと。）等のいずれか。

※ 雇用者からの書類が無い場合は、ご相談ください。

※ 前回の申請時に提出済みの方は省略できる場合がありますので、ご相談ください。

- ・ やむを得ない事情の方 当該事情に該当することが分かる書類（医師の診断書等）

(2) 収入が減少された方は、収入の減少が確認できる書類の写し

4. 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について収入が確認できる書類の写し（給与明細書、給与振込みの記録がある通帳等）

5. 預貯金関係書類

申請者と生計を一とする同居親族の金融機関の通帳等の写し（申請日当日の記帳がしてあること。）

ネットバンクを含むすべての口座が対象です。（ネットバンクの場合の明細書等を印刷してご持参ください。）

6. 公共職業安定所等で常用就職に向けた活動を行う方は求職申込み関係書類等

(1) 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」

(2) ハローワークから付与された求職番号

7. 入居住宅関係書類

(1) 住居を失った方

住居確保給付金支給申請書（写）をお渡ししますので、不動産仲介業者等に提示して住宅を確保してください。該当する住宅が見つかったら、不動産仲介業者等に「入居住宅に関する状況通知書」を記入してもらい、住宅の賃貸借契約書（写）とともに区役所へ提出してください。

(2) 住居を失うおそれのある方

住居確保給付金支給申請書（写）をお渡ししますので、不動産仲介業者等に「入居住宅に関する状況通知書」を記入してもらい、住宅の賃貸借契約書（写）とともに区役所へ提出してください。

8. 現在居住している住居の賃貸借契約書および公共料金の領収書

※ 前回の申請時に提出済みの方は省略できる場合がありますので、ご相談ください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を提出してください。提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

支給額を変更できる場合があります

- 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、千代田区の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をお持ちのうえ区役所にお越しください。

給付を中止する場合があります

- 【給付金支給中に行っていたらしく活動】を行わなかった場合
- 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準を超えた場合（原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。）
- 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合
- 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、千代田区の指示による場合を除く。）
- 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、拘禁刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合
- 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合

住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。ただし、住居確保給付金を受けた後に常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇にはあたりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住宅の初期費用や生活費が必要な方には

賃貸住宅への入居に必要な敷金・礼金等の初期費用や当面の生活費負担が困難な方には、社会福祉協議会の貸付金をご紹介しています。

(千代田区社会福祉協議会：千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

電話：03-3265-1901 FAX：03-3265-1902)

また、家賃の低廉な住宅に転居することが家計の改善に資すると自立相談支援機関が認めた方に対して、住居確保給付金（転居費用補助）を支給しています。詳細は、「住居確保給付金（転居費用補助）のご案内」をご覧ください。